記

1．⑴の表中、「森インターチェンジ」を「大沼公園インターチェンジ」に、

「

13	常磐自動車道	東京外環自動車道	川口市（川口ジャンクション）から 三郷市（三郷インターチェンジ）まで
		常磐自動車道	三郷市（三郷インターチェンジ）から 福島県双葉郡富岡町（常磐富岡インターチェンジ）まで
			宮城県亘理郡山元町（山元インターチェンジ）から 宮城県亘理郡亘理町（亘理インターチェンジ）まで

」を

「

13	常磐自動車道	東京外環自動車道	川口市（川口ジャンクション）から 三郷市（三郷インターチェンジ）まで
		常磐自動車道	三郷市（三郷インターチェンジ）から 福島県双葉郡富岡町（常磐富岡インターチェンジ）まで
			福島県双葉郡浪江町（浪江インターチェンジ）から 福島県相馬郡新地町（新地インターチェンジ）まで
			宮城県亘理郡山元町（山元インターチェンジ）から 宮城県亘理郡亘理町（亘理インターチェンジ）まで

」に、

「豊科インターチェンジ」を「安曇野インターチェンジ」に改める。

1．⑵①イ㈠ト）Bの次に次のとおり加える。

C　常磐自動車道の料金の額の特例

南相馬インターチェンジから相馬インターチェンジまでの区間の料金の額については、㈡及び㈠イ）からへ）の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

料金の徴収区間	料金の額（単位：円）				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
南相馬インターチェンジから相馬インターチェンジまで	400	450	500	650	1,000

なお、浪江インターチェンジから南相馬インターチェンジまでの区間又は相馬インターチェンジから新地インターチェンジまでの区間が供用する日の前日までとする。

1．⑶㉓二㈠を次のとおり改める。

㈠　実施する期間

平成24年４月８日から平成25年１月15日まで。

別表３のうち、

「道央自動車道（森・札幌南間、札幌・士別剣淵間）

	落部
森	20.2

」を

「道央自動車道（大沼公園・札幌南間、札幌・士別剣淵間）

		落部
	森	20.2
大沼公園	9.7	29.9

」に、

「常磐自動車道（三郷・常磐富岡間、南相馬・相馬間、山元・亘理間）

	相馬
南相馬	14.4

」を

「常磐自動車道（三郷・常磐富岡間、浪江・新地間、山元・亘理間）

			新地
		相馬	8.5
	南相馬	14.4	22.9
浪江	18.4	32.8	41.3

」に改める。

別表３　長野自動車道（豊科・更埴ジャンクション間）のうち、「豊科」を「安曇野」に改める。

なお、１．⑴の表中のうち、豊科インターチェンジに係る変更及び別表３のうち、長野自動車道（豊科・更埴ジャンクション間）に係る変更については、平成24年10月７日から適用する。

高速道路工事完了公告

本会社において実施した高速道路の改築工事が下記のとおり完了しますので、道路整備特別措置法第22条第２項の規定に基づき公告します。

平成24年９月28日

西日本高速道路株式会社
代表取締役社長　石塚　由成

記

路線名	工事の区間	工事の種類	工事完了の日
中国横断自動車道岡山米子線	岡山県真庭市中原から岡山県真庭市樫西まで	改築工事	平成24年９月29日
中国横断自動車道尾道松江線	島根県雲南市三刀屋町三刀屋	改築工事	平成24年９月29日
四国横断自動車道愛南大洲線	愛媛県西予市宇和町	改築工事	平成24年９月29日
山陽自動車道宇部下関線	山口県宇部市善和	改築工事	平成24年９月29日